

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議 録 第 十 六 号

令和二年五月十九日(火曜日) 午前九時開議

出席委員

委員長 田中 良生君
理事 あかま二郎君
理事 うへの賢二郎君
理事 藤丸 敏君
理事 古本伸一郎君
理事 井上 貴博君
理事 小泉 龍司君
理事 國場幸之助君
理事 田野瀬太道君
理事 古川 禎久君
理事 宮澤 博行君
理事 山田 美樹君
理事 岸本 周平君
理事 階 猛君
理事 日吉 雄太君
理事 石井 啓一君
理事 青山 雅幸君

井林 辰憲君
津島 淳君
末松 義規君
伊佐 進一君
今枝宗一郎君
高村 正大君
鈴木 隼人君
辻 清人君
牧島かれん君
山田 賢司君
海江田万里君
櫻井 周君
野田 佳彦君
森田 俊和君
清水 忠史君
美延 映夫君

財務大臣 國務大臣 (金融担当)
厚生労働副大臣
財務大臣政務官
厚生労働大臣政務官
厚生労働大臣政務官
政府参考人 (内閣官房内閣審議官)
政府参考人 (金融庁監督局長)
政府参考人 (総務省大臣官房審議官)
政府参考人 (財務省主税局長)
麻生 太郎君
稲津 久君
齋藤 洋明君
井上 貴博君
自見はなこ君
向井 治紀君
栗田 照久君
稲岡 伸哉君
矢野 康治君

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

令和二年五月十九日

政府参考人 (国税庁次長) 田島 淳志君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議) 辺見 聡君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術) 小澤 典明君
(総括・保安審議官)
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
(中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君
政府参考人 (中小企業庁) 齋藤 育子君
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

五月十八日
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
金融に関する件(破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告)
財政及び金融に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。金融に関する件について調査を進めます。去る令和元年十二月十日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づき、国会に提出されました破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告につきまして、概要の説明を求めます。金融担当大臣麻生

太郎君。
○麻生国務大臣 令和元年十二月十日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告書を国会に提出をいたしました。

報告対象期間は、平成三十一年四月一日以降令和元年九月三十日までとなっております。御審議に先立ちまして、その概要を御説明申し上げます。
まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われておりません。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救済金融機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で十九兆三百九十九億円となっております。
また、預金保険機構による破綻金融機関等からの財産の買取りは、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で六兆五千九百九十二億円となっております。

なお、預金保険機構の政府保証つき借入れ等の残高は、令和元年九月三十日現在、各勘定合計で一兆九千八百五十五億円となっております。
ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しては、これまでも適時適切に所要の措置を講ずることに努めてきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機関の健全性に配慮しつつ、金融システムの安定確保に向けて万全を期してまいりたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。
○田中委員長 これにて概要の説明は終わりました。

○田中委員長 次に、財政及び金融に関する件について調査を進めます。この際、お諮りいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、金融庁監督局長栗田照久君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、財務省主税局長矢野康治君、国税庁次長田島淳志君、厚生労働省大臣官房審議官辺見聡君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。末松義規君。
○末松委員 野党共同会派の末松義規でございます。きょうも、コロナ関係を中心に質問をさせていただきます。
今、地元を回っていて、いろいろな声が聞こえてくるんですけども、その中の一つに、中小企業の経営者の方々とも話したときに、まず、持続化給付金で、オンラインだけだと自分たちは余りその辺になれていないんだけど、書面の形でも手続してもらったら大変ありがたいと言われているんですけども、この辺はどうなんですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。
持続化給付金は、百万者を超える経営の苦しい事業者の皆様は一刻も早く給付金をお届けするために、委員から御指摘がございましたように、ウェブ上への簡易な方法で電子申請をすることがで

さに給付によってプラスとなるように、マイナンパーによってプラスとなるように、そしてそれが国民の生活のまさに利便性の向上に十分資するようになり、頑張ってまいりたいと思っております。

○野田(佳)委員 時間が来ちゃったんですけれども、一問だけいいですか、短く、いいですか。

これは、マイナンパーの肝は、これから私は銀行口座との運動だと思っております。それができるかどうかだと思っております。これはちょっと大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 最初に導入した総務大臣。ちょっと御記憶をいただければ幸いですけれども、もう十何年前の話ですけれども。

一部改正法の制定で平成三十年一月からこれは開始をさせていただいておりますのは御存じのとおりなんです。これは金融庁としても着実に実行を図る。これはメリットが、持っているなら何のために買ったのかというものが、ついでの間まで免許証がわりにしか使えませんよ、こんなものは。僕はほとんど、大事にしておいてくれと総務省が言うから大事にしてみんなしまっているんだから、使いようがありませんがな。

だから、どんなに使えるという話に変えないかぬのであって、今回はいい機会なんです、住所変更等々の手続などにこのマイナンパー提供というのを簡単にやっていただけるといいな案内を行う等々、どんなにどんなに宣伝、利用をする範囲を広めれば広めるほど使い勝手がよくなるようにしてやらぬとなかなか使えませんので、ぜひ付番を確実に進めていくように、これは業界に対しておられます。私も私としては要請を行わせていただいております。

○野田(佳)委員 ありがとうございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

きょうは、中小企業、小規模事業者、それからフリーランスを含みます個人事業主の方への持続

化給付金の問題を最初に取り上げさせていただきたいと思っております。

現在の持続化給付金は、今年度補正で総額二千三百七十六億円の予算で、約百五十万業者の申請を想定しているということであります。今後、経済への影響次第では更に申請の増加も考えられるのではないかと思っています。

非常事態宣言が解除された後も三密は避けるという点です。とりわけバーやナイトクラブ、さらには接待を伴う飲食店等については非常に営業が困難になるのではないかと、そういう点では、持続化給付金という形で支援していくということが大事ではないかと思っております。

先ほどMMT、現代貨幣理論についてもお話がありました。やはり問われているのは、財務省のいわゆる反緊縮といいますが、困っている人、倒れている人がいけば借金をしてでも助けるべきではないかという考え方につきましては、私たちが共感する部分はあるわけでありまして、ただ、大門実紀史参議院議員も含めまして、赤字国債の乱発など、野方図で無尽蔵な借金をやっていいというふうには思っておりません。

ただ、今、非常事態でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、いかに医療機関に支援を行い、そして外出の自粛や営業の休業要請を行った方々へどう支援していくのかという点には、思い切った財政出動が必要なのではないかと、

更に申請の増加が考えられるということで、さらに、申請期間は来年の一月十五日まででございます。仮にこの持続化給付金の予算が不足する場合は、予算を拡大するという点も検討していかなくてはならないと思っております。麻生太郎財務大臣の所見を伺います。

〔委員長退席、あかま委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 持続化給付金というのは、もう御存じのように、事業継続のために特に困っている方に現金で二百万円支給という、過去にこんな

ことは例がありませんから、そういう意味では、極めて私どもとしては今の状況を理解した上でやらせていただいているんだと思っております。すけれども、今、三月時点で売上げ減少というような動向、これは四一六ではそういったものは更にふえてくる等々いろいろな悪化も十分に見込んで上で五十万、百五十万という件数を予想しておられるのが事実、今の現状です。

これ以上更にふえるかどうかというのはわかりません、これは。そういう意味で、わからぬ話でちよつとつかつなことを言うと、またそれだけとつたような話になりますから、そういうこととはうかつに申し上げられませんけれども、私どもとしては、極めて効果があるというように判断すれば、それに対して対応させていただくということになるかと存じます。

○清水委員 効果があると判断すれば、それなりに対応していただくということでありましたし、仮にこの休業要請が長引けば、一回で終わりといいことではなく複数支給していくということも検討していくということが大事ではないかと思っております。

持続化給付金については、やはり、申し込んだけれどもまだ振り込みがないという方、非常に問合せがふえております。きょうもテレビでやっていますけれども、新橋あたりの焼き鳥屋さん、これはおかみさんですけれども、毎日の日課はまず通帳を記入することだ、そこに振り込まれているかどうかを確認して、それがないので毎日がつかりしているということなんです。

ただやはり、今、経産省、中企庁の皆さんもフル回転で頑張っておられるというふうには何とおりますので、人員の体制整備だとか必要な拡充ということもやりながら、そうしたスピードアップに一層努めていただきたい、これはお願いしておきたいと思っております。

同時に、申請書類にいろいろ問題が起こった場合、どうしてもその部分については後回しになる場合もあると思っております。例えば、持続化給

付金の申請のときに求められる確定申告書の第一表、ここに収入金額が記載されていない場合など、これはどうなるのかというふうには、実は五月十三日の衆議院経産委員会が我が党の笠井亮議員が大臣に質問したところ、梶山経産大臣がこう答えております。確定申告書第一表、第一枚目の表を十分に代替する書類が確認されれば、通常よりも審査に時間を要しませんが、当該資料をもって給付を認めることはあり得ると考えています、こう答弁されました。

改めて確認しますけれども、この梶山大臣の答弁のような対応を経産省はしていくということでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。五月十三日の衆議院経産委員会でございますけれども、今御指摘になった梶山大臣の発言には前段がございまして、ちよつと確認させていただくと、他の申請者との公平性の観点も踏まえつつ、個別のケースを慎重に検討するという前提のもとで、御指摘のような発言をさせていただいたということでございます。

〔あかま委員長代理退席、委員長着席〕

○清水委員 その上で給付を認めることはあり得る、こう答えているということは否定されませんでした。

持続化給付金は基本的にオンライン申請なんです。確定申告の書類はPDF、JPG、そしてPNGの保存形式で送ることになっております。先ほどのケースで、代替する書類を添付して送った場合、内容が不備との理由で機械的に申請を却下するということではなく、その中身を確認した上で、不備があるとか不備がないとか、今言われた公平性の観点から給付を認めるとかの審査をしているという理解でよろしいでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘になったケースでございますけれども、他の申請者との公平性の観点を踏まえつつ、個別にそのケースを慎重に検討した上で、どのような資料で、十分に代替が可能であるかというこ

とについては、まさに個別に慎重に検討を行う必要があるものと考えております。

具体的には、今お話しになったケースですと、例えば、青色申告決算書に税務署の収受印が押されているということと真正性が確認できるということと、あと、その売上欄に確定申告書第一表にもともと記載すべきである売上げが記載されていることが確認できるという場合には、この確定申告書第一表に売上げの記載がないという場合でも代替できる可能性はあると考えております。

○清水委員 私、事務所にもいろいろ問合せが来ておりまして、ある自営業者は、確定申告書第一表の収入金額等が未記入のため、売上台帳などを添付したということなんです。そうしたこと、不備、特記事項という形で、いわゆる申請フォームから、返信が、問合せが返ってきたということなんです。内容は、確定申告書の収入金額等の項目において事業所得金額が確認できませんでした、収入金額が確認できる取支内訳書を追加で添付してください、こう書かれていたそうです。

つまり、国税庁の申告の様式にある收支内訳書を追加で送ってほしいということだと思うんですが、このような資料で審査をすることもケースとしてはあるということでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

売上台帳でやってみただけでも不備のメールが来たということで、その不備のメールの示唆の中で、こういった書類を出すということが考えられるんじゃないかということで、担当の方が判断して御連絡したということかと思っております。

○清水委員 次に、新規開業特例について伺いたいと思うんです。

個人事業主の開業・廃業等届け書又は事業開始等申告書の提出が求められています。去年一年間の間に開業した事業者については、持統化給付金の申込みのときにそういうものを出しなさいと。しかし、自営業者の皆さんから話を聞きますと、開業時に開業届などを提出するのを失念して

いた、あるいは知らなかったということで、そのまま事業を始めたという方が実際多いんですね。恐らくこれはお耳にも入っていると思えます。

例えば昨年十一月に開業した、十一月、十二月の売上げがあるわけです。ところが、持統化給付金は、一年間に通算すると、それを十二で割るわけですから、その二カ月の売上げを十二で割って、その金額より、ことし二月、三月、四月の一月の売上げが五〇％を切るかといえ、そうじゃないわけですから、実は十一月からやり直した、じゃ十一月から開業したという届け書を出しなさい、これはそのとおりだと思うんです。

ただ、そうした開業届等を出すのを失念していたということ、こういう開業届のない事業者というの、仮に、昨年の十一月、十二月の売上げに比して、ことし三月、四月あるいは五月の売上げが五〇％以上落ち込んだという場合、これは救済する方法というのはないでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。まず、原則でございますけれども、新規に開業された方という場合は、個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書の提出をお願いしているということでございます。これが原則でございます。

一方で、御指摘のように、何らかの事由でこれやっていないということも考えられますので、ちよつと個別に審査が必要になるんですけれども、この結果、給付までに通常よりもちよつと時間がかかってしまうということではあるのですけれども、こういった書類にかえて、開業日であるとか所在地、代表者、業種、書類提出日の記載のある書類の提出でも申請を可能としております。

○清水委員 例えば、こういった書類ではどうでしょうか。ラーメン屋さんなど飲食業は、新規開業、店をオープンするときにチラシをつくり、何月何日からオープンしますと。そして、このチラシを持参された方にはギョーザを一人前サービスしますとか、そういうチラシをつくる場

合がありますし、あるいは、保健所に営業許可証を出すことになっていきますけれども、この営業許可証で営業開始時期というのを推定するということも可能かというふうにも思いますが、こうした資料等を個別に判定していくことで理解してよろしいでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にチラシがどうかというのは、そのチラシに何が書いてあるかということにもよるもので、今ここで、チラシはオーケーというわけにはちよつといかないわけですが、いざにせよ、個別に審査が必要になりますので、給付までに通常よりも時間を要するということとをちよつと御理解をいただいた上で、開業日とか所在地とか代表者とか業種とか、あるいは書類の提出日の記載がある書類でも申請は可能ということでございます。

○清水委員 そのチラシに本当に具体的にいつから開業したというようなことが記載されている場合は参考資料として扱っていただきたいと思いますし、できるだけ柔軟な対応をお願いしておきたいと思っております。

それから、先週も議題となりました、フリーランスなどの個人事業者の事業収入認定について伺いたいと思っております。

フリーランスなど個人事業主が、昨年度の確定申告で事業収入を雑所得や給与所得で申告した場合の対応について、梶山経産大臣が先週十三日の経済産業委員会でご述べております。新たな制度を今週中に考え出したい、しっかりとそういった方々も手を差し伸べたい、こう答弁されましたが、その後のような方針が決まりましたでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

フリーランスなど個人事業主の方には、事業からの収入を事業収入ではなく雑所得であるとか給与所得のもととなる収入に計上して、結果的に持統化給付金の対象とはならない方もいらっしゃるというところは承知しております。そこで、事業性

のあるこうした方の事業継続を支えるということ、重要な課題ということで、経済産業省として支援策を講じるといふ旨は梶山大臣から御報告させていただいております。

その上で、具体的にどのような仕組みになるかということもございまして、雑所得については、ネットオークションであるとかあるいは株式の売却益であるとか、さまざまな収入が計上されているわけでございます。そうした中でどのような形で事業の実態を把握できるかということが難しさをございまして、こういったところで、現在、制度の仕組みづくりを検討しているところでございます。

この具体案につきましては、できるだけ速やかにお示しするよう、引き続き全力で検討を進めてまいりたいと思っております。

○清水委員 いわゆるフリーランスの方々には固唾をのんで、どのような方針が出るのか、自分が本当に支援対象となるのかどうかということで見守っておられるということですので、できるだけ早期にということもありませんけれども、ここでもやはり実態を見て、個人事業主だということが判定できれば支給対象としていくということ、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

次に、生活保護の問題です。新型コロナウイルスの感染拡大が広がるもとで営業や雇用に影響が生まれまして、生活に困難を来し、生活保護を申請するケースがふえているということです。

報道によりますと、東京都足立区や札幌市では、三月の保護申請が前の月と比べて三割増、九州では四月の生活保護申請件数が、宮崎市で前年同月比で四割増、佐賀市では六割増となっております。生活弱者への影響が本格的に出てくるのは五月以降、六月以降ではないかというふうにも言われております。やはり現場での対応が求められていくと思うんです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定された四月七日に、厚生労働省の社会・援護局保護課から各都道府県等の生活保護担当課に、

生活保護に関する事務連絡が発出されています。これは、新型コロナウイルス感染症防止等のための生活保護業務等における対応についてという事務連絡ですが、生活保護の認定に当たり柔軟に簡素に対応することを求めているものですが、この時期にこのような内容の事務連絡を発出した意図、目的について説明していただけるでしょうか。

○辺見政府参考人 答え申し上げます。
生活保護におきましては、保護を必要とする方に確実かつ速やかに保護を実施するということが必要と考えているところでございます。このため、御指摘の事務連絡につきましては、現下の状況において生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項について、福祉事務所に対しお示しをしたものでございます。

具体的には、稼働能力の活用の有無について、新たに就労の場を探すことが困難な場合には判断を留保できること、また、一時的な収入の減少によりまして保護が必要となる方について、今般の事態の収束後スムーズに就労を再開できるような通勤用の自動車等と、自営業に必要な資産の保有につきまして柔軟に取り扱うこと、こういった弾力的な運用につきまして、今般の実態に合わせた形で周知をしたところでございます。

これに加えまして、生活保護が必要な方が保護を受けられるよう、生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の連携についても依頼をしているところでございます。

○清水委員 必要な方には、本当に生活保護の申請が阻害されないように、しっかりとした対応をしていただくということが大切ですし、食べるものがないとか、あるいは、この間、炊き出しに並んでおられる方々とか、たくさんいらつしやるわけですよね。このような方々に、やはりしっかりと生活保護が受給されるように、せっかく四月七日に事務連絡を発出されたわけですから、それが各窓口で徹底されるように、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

それで、今言いました事務連絡のように、この

新型コロナウイルス感染症の対策として生活保護の受給を進めれば、当然、国の予算上、生活保護費がふえることになると思っています。今回の特徴は、自営業者の方が、例えば機材を売却せずとも保護の申請ができるわけですし、自動車の保有にふいても、コロナ終息後また収入がふえるというふうにも認定されるということであれば、その保有についても認められるということですから、窓口は広がるわけで、いつときかもわかりませんが、これも、保護費はふえていくというふうにも思っています。そうなるとうち自治体が圧迫されるはずですね。そうなるとうち自治体が圧迫されるはずないかという声もあるんですが、この生活保護費について、国の負担割合はどうなっているのか、地方自治体の負担はどうなっているのか、その仕組みについて簡単に教えていただけますでしょうか。

○辺見政府参考人 答え申し上げます。
生活保護につきましては、国が憲法に基づく最低限の生活の保障について大きな責任を持っているということから、その費用負担につきまして、国の負担割合を四分の三と法律に設定し、残り四分の一を地方自治体に負担いただいているところでございます。

地方自治体においても、それぞれの管内の住民の保護の実施につきまして責任を負っていただいているところであり、費用についても一定割合御負担していただくべきものと考えているところでございます。

○清水委員 実は、その地方負担の四分の一につきましては、これは基準財政需要額の算定基準とされており、その後、地方交付税措置されるということとでありまして、何か自治体の一般会計の中に占める生活保護費の割合が大きくなったからといって自治体財政を圧迫しているという単純なことではないということが、国が四分の三しっかりと負担しているというところは明らかになりました。今、新型コロナウイルス禍で緊急事態ですから、そうしたことについてはしっかりと対応をさせていただきたい、そのことを求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会、無所属の会、青山雅幸でございます。

本日、貴重な質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
早速ですけれども、質問させていただきます。今回の新型コロナウイルス感染症パンデミックで、いろいろと今の我が国政府が抱える問題点が見えてきた部分があるかと思っております。それは、一つには、やはり機動性の部分が少し欠けているところがある。それから、官僚組織にありがちなところではありますけれども、工夫に欠けるところがあつた。こういったことが非常に浮かび上がってきたのではないかと思っております。

一方、利点もありまして、それは、指摘があれども、きちんと改善していく、本当に、気づけば真面目に取り組んで日々改善されていく、そういうところがあるというところを感じさせていたいただいております。

一つ例を挙げますと、当委員会でも以前私が質問したときに、政府のさまざまな諸施策、非常にいいものがあつたんだけれども、それが国民に非常にわかりにくい、ですから、それが正当に評価されない、あるいは使われないという非常に残念な結果を生んでいる。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますが、一覧性のある、困っている人、自分が何に困っていたらどのような制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふう聞いております。

こういったものをぜひ政府の広報にも取り入れてください、これは党の対策本部でもお願いしているわけですが、今見ると非常に改善されている、もう驚くほど改善されていて、まさに逆引きで、クリックするとスムーズに、例えば今の持統

化給付金なども、中小企業庁の方に飛んでいくわけですが、そのまま申請につながるという、本当に今までのホームページなんかだと、ごちゃごちゃごちゃ細かい字ばかり並んでいてとても読む気にもならないし、自分が対象になるかどうかよくわからぬというのがあつたのが、本当に改善されているわけですよね。

これは驚きまして、やればできるのなら最初からとも思つたわけですが、ただし、いろいろな批判だとか意見だとかがあつて改善されていく、これはやむを得ないことだと思つておられます。そして、先ほど大臣もおっしゃっていましたけれども、いろいろなことを通じて学んで改善していくというふうなことを通じて学んで改善していくことではないかと思っております。

例えば、それだけではなくて、厚労省が管轄なのでなかなか聞けないんですけども、今回のコロナウイルスの感染拡大、これは第二波だと私は思っているんですけども、当初の武漢から来た、あるいは中国から来たいわゆるI型、S型と違つて、欧米からの、異なるタイプの病原体、遺伝子型のウイルスがやってきた。それは当然外国から来るわけですから、検疫が非常に大きな問題だったわけですね。

これに関して、当初、外国からの入国制限等とつたときに、自主待機していただくのに交通手段も用意しなければホテルも自分で手配しろと、本当にやる気があるのかというような対応だったわけですね。これはSNSで実態を披露された方がいて話題を呼んで、たしか公明党の委員の方でしたか、外務委員会で問題とされておりました、私もそれを、ちょうどそのときに質問の機会があつたもので聞こうと思つたんですけども、先に質問がきかんとあつたものでしたら、質問するのをやめたんですけれども、そういった批判に対して、これもまた現在では政府の方で手配している。

こういった不届きの検証と、それから見直し、これは本当に大事なことだと思つておられますね。特に今